

## 第13回 建築家資格制度とJIA

講師 内野輝明 (職能・資格制度委員会 委員長)

2019年10月10日 JIA建築家クラブ



第13回勉強会は、「建築家資格制度とJIA」のテーマで、職能・資格制度委員会 委員長の内野輝明氏にお話しいただきました。講義の内容は、前々号(368号)と前号(369号)に掲載した「改めて登録建築家を考える」の内容に基づいたものでしたので、今号は当日の質疑応答部分を掲載します。

### 質疑応答

**Q** 海外の建築家の制度は、どのようになっているのでしょうか。

**A** 例えばアメリカやイギリスは、資格試験に受かった人が建築家として行政所轄機関 (NCARBやARB) に登録し、AIAやRIBA (王立建築家協会) に入るといった1つの流れがあります。日本のように資格と会が別物であることはありません。

〈参考〉 [https://www.jaic.or.jp/smph/other\\_info/zaidan\\_information/center-index/qua\\_bknum/kaigai/kikansi2.html](https://www.jaic.or.jp/smph/other_info/zaidan_information/center-index/qua_bknum/kaigai/kikansi2.html)

[https://www.jaic.or.jp/smph/other\\_info/zaidan\\_information/center-index/qua\\_bknum/kaigai/kikansi31.html](https://www.jaic.or.jp/smph/other_info/zaidan_information/center-index/qua_bknum/kaigai/kikansi31.html)

**Q** UIAにライセンスという基準はあるのでしょうか。

**A** UIAそのものではなく、UIA傘下の各国がそれぞれの仕組みを持っているということです。

〈注〉UIAアコードには、ライセンスのあるべき姿と内容が示されている。

**Q** 登録建築家制度がUIA基準を目標にしているということに対して、UIA設立当初の社会情勢と、現在RIBAなどが見据えている建築家資格制度は大きく変化していますが、登録建築家のもとになるベース自体を、そこに置いていいのでしょうか。

**A** 日本でも建築家の職能自体も変わってきているのではないかと議論もありますが、基準としてUIAを標榜している以上は、まずはそこに合致するものにしようとしています。

**Q** JIA正会員でない登録建築家はいるのでしょうか。

**A** 104名います。JIAの登録建築家は1,790名です。登録建築家資格を取りたいという声は、JIAに限らず建築士会の中にも聞かれます。

**Q** 実務訓練による登録建築家の資格取得者はどのくらいいますか。

**A** 5人です。スタートした人はたくさんいますが、途中で止めてしまったり、一級建築士に先に受かったので実績評価認定で登録建築家になる人が多いです。(実務訓練制度を成功させるためには)皆で一斉に始めないと難しいかもしれません。

**Q** 10年で、5人しかいないということは、登録建築家そのものを増やしていくことと、それになるための実務訓練を推奨することとは少し違うような気がします。実務訓練が登録建築家の前提だと本当に言いさっているのでしょうか。

**A** 登録建築家の定義付けを言葉でいくらしても始まりず、中身が伴うためには本来、試験をするしかないのですが、試験をする前にまずは制度を実施に移して運動にしようという実務訓練を始めました。ですから実務訓練を前提にしないのであれば、登録建築家の初心を1から考えなければならないですし、その議論はJIA全体でしていかないといけないとしかいえません。

**Q** 日本建築士会連合会の統括設計専攻建築士と統合しているという二会合意後、現在は難しい状況にあるということですが、その違いとどのような課題があるのかを教えてください。

**A** われわれの登録建築家は一級建築士であることが条件ですが、日本建築士会連合会のほうは建築士である以上、一級も二級も木造も建築士であるという考えのようです。ですから統括設計専攻建築士と一緒にするのは難しいと考える。彼らに登録建築家になってもらうほうが現実的のように感じます。

**Q** 建築基本法ができて発注者の役割や設計者の役割が明確に規定されれば、建築家の職能につながっていくのではないかと考えられます。その辺をどのように考えていますか。

**A** 建築基本法と建築家資格制度を同時に進めるということでは委員会の中でもずっと議論があります。それをどう考えるか、外的なところで何らかのことが変わっていくとした時に、我々が志向している建築家資格制度そのものについて、このようなことをやっていると言明できると考えています。ですから何かきっかけがないかと思っています。

**Q** 登録建築家に登録して10年以上経ちますが、結果的に登録建築家を組織が外部化もしませんし、当初言われていたような筋骨きにはなっていないように感じます。数も減少してきて、若い人はJIAに入ってきて登録建築家にはならないという人がほとんどです。登録建築家のライセンスのメリットがないのではないかとこのことが言われ始めていますが、今後この制度をどうしていくのがいいと思っていますか。

**A** 正直なところ明確な出口が見えないということがあります。資格制度委員会では、「そろそろ申し込みが始まる」とか、「どうやって数を集めようか」というように、実務が多いので、本質的な議論についてはWGを作ってレポートを出してみたという状況です。そこで昨年くらいからJIAにとっての「そもそも論」をもう一度きちんとやらなければならないという話になってきています。これまでの歩みを土台にしてどのように変えていくべきか、もしくは作り直すのか、議論を進めていこうと思っています。

われわれの職能のレベルを上げること、また、一級建築士に足りない、他国では当たり前建築家も持っていなければならないいくつかの項目があることは間違いありません。それは公益法人の目的そのものになります。CPDを義務付けたり、制度に頼らずにJIA正会員になることそのものが非常に高いレベルの建築家であるというように、仕組みや定款を変えることも1つの方法かもしれません。ただ、そうすると会員減少や、登録建築家である必要はないという人が出てくる恐れもあります。いろいろな可能性が今はあるので、それを協議していきたいと思えます。

